

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	別府市 国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和7年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく国民年金第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の各種申請・届出等における国の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格関係事務 ②国民年金保険料免除申請関係事務 ③年金給付関係事務 2 厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者等に関する協力連携事務に対応するため、業務端末から対象記録のオンライン照会を行う。
③システムの名称	国民年金システム 宛名システム 社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき健幸部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いきいき健幸部 保険年金課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL0977-21-1286 MAIL:inp-le@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い本人からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等 	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、マイナンバーが記載されているデータはインターネットが接続可能なパソコン等には保存しない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	Tel0977-21-1148	Tel0977-21-1286	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(問合せ先電話番号の変更)
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 及び 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	生活環境部 保険年金課	しいき健康部 保険年金課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(機構改革に伴う部名変更)
令和3年11月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	1 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく国民年金第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の各種申請・届出等における国の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格関係事務 ②国民年金保険料免除申請関係事務 ③年金給付関係事務	1 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく国民年金第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の各種申請・届出等における国の法定受託事務及び国との協力連携に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格関係事務 ②国民年金保険料免除申請関係事務 ③年金給付関係事務 2 厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者等に関する協力連携事務に対応するため、業務端末から対象記録のオンライン照会を行う。	事後	日本年金機構の可搬型窓口装置導入に伴い変更
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。)第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表46の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(番号法の一部改正)
令和7年7月4日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	再実施
令和7年7月4日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	再実施
令和7年7月4日	IV リスク対策 8 人出を介させる作業	-	十分である (判断の根拠) ・宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。 ・アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理する。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(新様式への変更)
令和7年7月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(新様式への変更)
令和7年7月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である (判断の根拠) マイナンバーを含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、マイナンバーが記載されているデータはインターネットが接続可能なパソコン等には保存しない。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(新様式への変更)